

提出用

低学年：寮監又は一般学科
寮務主事補
高学年：各学科寮務主事補

印又はサイン

指導教員

印又はサイン

入 寮 誓 約 書

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

学科 第 年 番

学生自筆署名

保護者自筆署名

私は、令和5年度の入寮にあたり、下記の諸事項を確実に履行することを誓います。
入寮後これらに違反し指導を受けた場合は、ただちにその指示に従うことを保護者連署・捺印のうえ誓います。

保護者は、このことを承知のうえ、入寮させます。

記

(1) 寮生の所在確認のため

- ・点呼までには必ず帰寮します。点呼後の外出はしません。
- ・点呼時刻に必ず居室に在室します。点呼者は点呼簿をもとに寮生の在寮を確認したうえ、宿直教職員へ報告します。
- ・点呼の重要性を理解し、「帰省簿」の記入、「臨時帰省届」、「外出届」等の書類の提出を確実にを行います。(帰省とは保護者のもとに帰ることです。保護者の了承を得ていない外泊はしません。)
- ・平日、休業日とも門限(22時)を厳守します。

(2) 規律ある日常生活維持のため

- ・アセンブリには、必ず出席します。遅刻及び欠席はしません。
- ・日課を守り規則正しい生活をおくります。
- ・喫煙・飲酒は絶対にしません。酒類・タバコは持ち込みません。
- ・教育寮としてふさわしくない室内遊戯(電子ゲーム、麻雀、花札等)を絶対にしません。また、これらに関する物品は持ち込みません。
- ・許可のない寮外生を寮内に入れません。

(3) 健全な寮風の確立のため

- ・学習時間帯は、人に迷惑をかけず静粛を保ち学習します。
- ・寮生会活動に積極的に協力します。(寮生会活動：指導寮生、内務、防災、厚生、広報編集、寮内イベント、食事、資源回収、DMC、寮祭実行、メディア、高学年及びGF Aの各委員会)
- ・寮生は、指導寮生、班長及びフロアリーダーに積極的に協力します。
- ・高学年の寮生は低学年の寮生の模範となる生活をし、互いに協力して低学年の寮生の生活指導をします。

(4) 盗難や火災防止及び安全管理のため

- ・寮内の設備、備品の使用に際しては、常に大切に取り扱い、保全に留意します。
- ・火気ならびに禁止物品を寮内に持ち込みません。
- ・自分の責任でロッカーを施錠し、貴重品、現金等を管理します。
- ・居室を留守にする場合は、扉を必ず施錠します。
- ・避難訓練には必ず参加し、安全について再確認をします。

(5) Wi-Fi 利用について (R5 新規)

・新規 Wi-Fi が設置された寮 (R5 年 4 月から輝志寮、栄志寮運用開始予定、以後も随時各寮に設置予定) に入寮する学生 (部屋替え時含む) は必要な回線使用料を負担します。また、学寮の運用 (青少年有害情報フィルタリング措置) に同意し、寮内のルールに沿って使用します。

上記のうえで各自が用意したポケット Wi-Fi 等の機器を持ち込みすることも可としますが、保護者の責任のもと寮内のルールに沿って使用します。

(参考)

平成二十年法律第七十九号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

(関係事業者の責務)

第五条 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

(5) その他

- ・ **新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努め、学校及び寮内で定められた新型コロナウイルス感染症に関する特別運営ルールを遵守します。**
- ・ アルバイトは行いません。特別な事情によりアルバイトをしなければならない場合は事前に相談し、学校及び寮の規則に従います。
- ・ 学生関係諸規定及び寮生心得（「学生便覧」参照）等の規定事項を遵守します。
- ・ その他寮内で決められた事項を遵守します。

学生控用

低学年：寮監又は一般学科 寮務主事補 高学年：各学科寮務主事補	印又はサイン	指導教員	印又はサイン
---------------------------------------	--------	------	--------

入寮誓約書

令和 年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

学科 第 年 番

学生自筆署名

保護者自筆署名

私は、令和5年度の入寮にあたり、下記の諸事項を確実に履行することを誓います。
入寮後これらに違反し指導を受けた場合は、ただちにその指示に従うことを保護者連署・捺印のうえ誓います。

保護者は、このことを承知のうえ、入寮させます。

記

(1) 寮生の所在確認のため

- ・点呼までには必ず帰寮します。点呼後の外出はしません。
- ・点呼時刻に必ず居室に在室します。点呼者は点呼簿をもとに寮生の在寮を確認したうえ、宿直教職員へ報告します。
- ・点呼の重要性を理解し、「帰省簿」の記入、「臨時帰省届」、「外出届」等の書類の提出を確実にを行います。(帰省とは保護者のもとに帰ることです。保護者の了承を得ていない外泊はしません。)
- ・平日、休業日とも門限(22時)を厳守します。

(2) 規律ある日常生活維持のため

- ・アセンブリには、必ず出席します。遅刻及び欠席はしません。
- ・日課を守り規則正しい生活をおくります。
- ・喫煙・飲酒は絶対にしません。酒類・タバコは持ち込みません。
- ・教育寮としてふさわしくない室内遊戯(電子ゲーム、麻雀、花札等)を絶対にしません。これらに関する物品は持ち込みません。
- ・許可のない寮外生を寮内に入れません。

(3) 健全な寮風の確立のため

- ・学習時間帯は、人に迷惑をかけず静粛を保ち学習します。
- ・寮生会活動に積極的に協力します。(寮生会活動：指導寮生、内務、防災、厚生、広報編集、寮内イベント、食事、資源回収、DMC、寮祭実行、メディア、高学年及びGFAの各委員会)
- ・寮生は、指導寮生、班長及びフロアリーダーに積極的に協力します。
- ・高学年の寮生は低学年の寮生の模範となる生活をし、互いに協力して低学年の寮生の生活指導をします。

(4) 盗難や火災防止及び安全管理のため

- ・寮内の設備、備品の使用に際しては、常に大切に取り扱い、保全に留意します。
- ・火気ならびに禁止物品を寮内に持ち込みません。
- ・自分の責任でロッカーを施錠し、貴重品、現金等を管理します。
- ・居室を留守にする場合は、扉を必ず施錠します。
- ・避難訓練には必ず参加し、安全について再確認をします。

(5) Wi-Fi 利用について (R5 新規)

・新規 Wi-Fi が設置された寮 (R5 年 4 月から輝志寮、栄志寮運用開始予定、以後も随時各寮に設置予定) に入寮する学生は必要な回線使用料を負担します。また、学寮の運用 (青少年有害情報フィルタリング措置) に同意し、寮内のルールに沿って使用します。

上記のうえで各自が用意したポケット Wi-Fi 等の機器を持ち込みすることも可としますが、保護者の責任のもと寮内のルールに沿って使用します。

(裏面あり)

(参考)

平成二十年法律第七十九号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

（関係事業者の責務）

第五条 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

（5）その他

- ・ **新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努め、学校及び寮内で定められた新型コロナウイルス感染症に関する特別運営ルールを遵守します。**
- ・ アルバイトは行いません。特別な事情によりアルバイトをしなければならない場合は事前に相談し、学校及び寮の規則に従います。
- ・ 学生関係諸規定及び寮生心得（「学生便覧」参照）等の規定事項を遵守します。
- ・ その他寮内で決められた事項を遵守します。